2020年4月16日,日本政府により,新型コロナウイルス感染症を対象とする新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき,すでに発令されていた 7都府県を除くすべての道府県を対象とする緊急事態宣言が発令された。

刑事収容施設,とりわけ留置施設においては,窓が少なく換気が困難な閉鎖空間であり,被留置者の居室には複数名留置されることも多く,多数の居室が狭い空間に隣接していることから,いわゆる「三密」が恒常的に生じている。

このような場所で新型コロナウイルス感染症が発生した場合, 刑事収容施設内における集団的な感染を引き起こす危険性が高く, 被収容者の健康上, 重大な被害を引き起こしかねない。

また、被収容者は、一般面会においては、不特定多数の面会者及び立会職員とが狭い面会室内に一定時間滞在し、弁護人との接見においても、狭い接見室内に 弁護人と一定時間滞在することから、一般面会や弁護人との接見が感染拡大に繋 がる危険もある。

さらには、親族等や弁護人から被収容者に対する物品等の差入れがなされた際には、感染者が触れたことにより汚染された物品等が被収容者に届けられる可能性があり、これが感染拡大に繋がる危険もある。

このような危険を防止するためには、刑事収容施設内で「三密」の状態が生じることを可能な限り避けること、一般面会や弁護人との接見の際には、可能な限り感染拡大防止措置を講じること、親族等や弁護人から差入れのあった物品等については除菌・消毒等の措置を講じること、など刑事収容施設内における感染拡大防止措置を徹底する必要がある。

加えて、「三密」の状態を抑えるには、被収容者の人数を抑えるほかなく、逮捕・勾留を可能な限り回避し、また、既に逮捕・勾留している被疑者・被告人についても可能な限り釈放し、在宅での捜査を行うことが求められる。

以上の点を踏まえ、検察庁、法務省、各都道府県警察本部に対し、以下の点を 求める。

- 1 逮捕・勾留の必要性をこれまで以上に慎重に吟味し、可能な限り、逮捕・勾留を回避し、既に逮捕・勾留されている被疑者・被告人についても身体拘束の継続の必要性を慎重に吟味し、在宅捜査への切替えを推進すること。
- 2 やむを得ず、逮捕・勾留を行う場合は、刑事収容施設内での最大限の感染拡 大防止措置を講じること。

具体的には、被収容者、とりわけ複数人が同室となることが多い留置施設内の被留置者の居室については、可能な限り1人1部屋とし、被収容者の運動、入浴等の際には単独で行わせるなど他の被収容者と接触させないこと、被収容者にはマスクを着用させ、手洗い、手指の消毒、被収容者が触れた物の除菌・消毒等を徹底し、できる限り換気を行うなどの感染防止措置を徹底すること。

- 3 被収容者の体温の測定を定期的に行い、新型コロナウイルス感染症に感染したことが疑われる症状が現れた場合には、速やかに被疑者・被告人の釈放、被収容者の医療機関への入院等の措置を含めた最大限の感染拡大防止措置を講じ、弁護人等に対しても速やかに必要な情報を提供すること。
- 4 一般面会の際には、面会者、立会職員及び被収容者にマスクの着用、手指の 消毒を義務づけること、面会室については、通気口をビニールで塞ぐなどの措 置を講じること、咳や発熱といった感染が疑われる何らかの症状がある者につ いては面会を制限すること、面会終了後には椅子や机を除菌・消毒等をするこ と、など最大限の感染防止措置を講じること。弁護人との接見についても、同 様の感染防止措置を講じること。
 - 一般面会については、上記のような措置を講じることに加え、必要があれば、回数や面会室内に同席できる人数を制限すること、面会の相手を一定の近親者に限ること、などの感染拡大防止のために更に必要な措置を十分に検討し、一律に制限することのないよう留意すべきこと。

仮に、面会が困難な場合であっても被収容者の外部交通権を一切認めないことは被収容者に対する過度の人権の制約であるから、一律の制限を行うべきでなく、電話接見による方策等も十分に検討すべきこと。

5 親族等や弁護人からの物品等についての差入れについては、可能な限り、物品等の除菌・消毒等の措置を講じること。

2020年4月20日

佐賀県弁護士会 会長 富 永 洋 一